目次

改	.版履歴	.2
4	届出を行う	
	4.1 電子手続を探す(手続を選択して探す) 4.2 電子手続を作成・提出する	
	4.2.1 ①採捕者による届出	19 27 34 42 44 54
5	通知を受け取る	
	5.1 通知の確認手順 5.2 通知の種類	
	5.2.1 差戻(却下)通知5.2.2 受理(承諾)通知5.2.3 申請照会通知・申請照会回答通知	66
6	届出番号等の確認	
	6.1 届出番号等の確認	69
7	届出・問合せ先	
	7.1 届出・問合せ先について	72

4.3 届出を一時保存する・再開する

入力した内容を共通申請サービスに一時保存する手順を記載します。 入力を一時中断するときや、パソコンの不具合などによる入力内容の消失 を防ぐため、届出内容の入力途中でも一時保存してください。

1 入力した届出内容を一時保存する場合、「手続の詳細」画面下部の「一時保存」ボタンをクリックします。



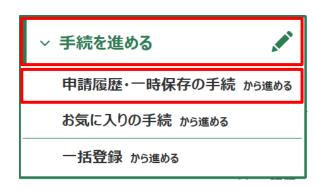
2 正常に保存されると、画面上部に「一時保存されました」と表示されま す。



- 3 入力を中断する場合は、「キャンセル」ボタンをクリックして、「手続の詳細」画面を閉じます。
 - また、このまま申請内容の入力を継続することもできます。



4 一時保存から再開する場合は、ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



5 「「申請履歴・一時保存の手続」画面から、一時保存した申請の「編集」 ボタンをクリックします。



6 一時保存した状態の「手続の詳細」画面が表示されます。



4.4 届出に関する問合せをする

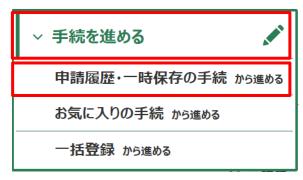
「手続の詳細」画面で、届出先に、届出内容に関する問合せをする手順を記載します。

この機能は、届出先に対し、届出内容に関する問合せをする機能のため、 事前に届出の提出先が入力されている届出情報を保存しておく必要がありま す。

一時保存については、42ページ「4.3 届出を一時保存する・再開する」を ご参照ください。

(1) お問合せ内容を入力・送信する

1 ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



2 「申請履歴・一時保存の手続」画面が表示されます。 お問合せを行う申請の「編集」ボタンをクリックします。



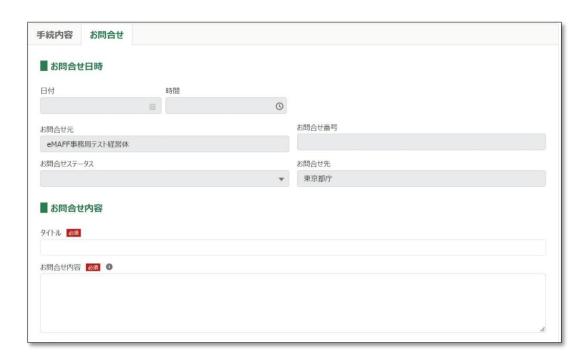
3 「手続の詳細 | 画面が表示されたら、「お問合せ | タブをクリックします。



4 お問合せの内容が表示されます。新規のお問合せをする場合、「お問合 せ新規作成」ボタンをクリックします。



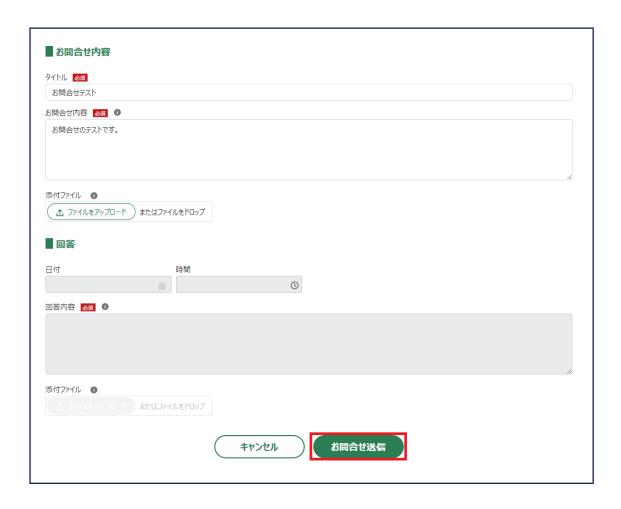
5 「タイトル」と「お問合せ内容」を入力します。 「日付、時間、お問合せ元、お問合せ番号、お問合せステータス、お問合せ先」はお問合せ作成時に自動的に入力されます(入力することはできません)。



6 任意でファイルを添付することもできます。



7 お問合せ内容を入力後、「お問合せ送信」ボタンをクリックします。



8 「お問合せ内容確認」画面が表示されます。お問合せ先及びお問合せ内容に誤りがないことを確認し、「送信」ボタンをクリックします。



- ※ 記載内容を修正する場合又はお問合せをしない場合は、「キャンセル」 ボタンをクリックします。
- ※ 必須項目である「タイトル」、「お問合せ内容」のいずれかが入力されていない状態で「お問合せ」ボタンをクリックすると、画面上部に「(タイトル/お問合せ内容) は必須入力項目です。必ず入力してください。」と表示されます。

その場合は、指定された箇所に入力後、再度「お問合せ」ボタンをク リックします。

【タイトル未入力の場合のエラーメッセージ】



- 9 お問合せが正常に送信されると、「お問合せを送信しました。」と表示されます。
 - 一覧に送信したお問合せのステータスが「対応中」として表示されます。



お問合せのステータスは以下のとおりです。

ステータス	内容
対応中	お問合せ先が対応中の状態です。
回答済	お問合せ先から回答が返信された状態です。
	共通申請サービスの通知に「申請照会回答通知」が届き、お問
	合せの回答内容欄に回答が記載されています。
完了	お問合せした方が「解決した」ボタンをクリックした状態です。
	該当のお問合せは完了となります。

(2) 回答・ご連絡を確認する

1 届出先から回答が返信されると、共通申請サービスの通知に「申請照会回答通知」が届きます。

ホーム画面の「通知一覧へ」をクリックします。通知一覧から「申請照会回答通知」の「詳細」ボタンをクリックします。



2 通知結果が表示されます。

URL リンクをクリックすると、「手続の詳細」画面が表示されます。

■申請照会回答通知	(お問合せ	番号:0000000743)		
通知日付		発信元		
2022/11/18		東京都庁		
内容				
お問合せに対する回答がありました。				
お問合せ番号: 0000000743 文書番号: 0000427479				
URL: https://				

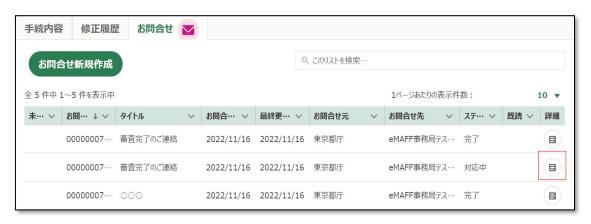
「ご連絡」の場合の画面



- 3 申請照会回答通知の内容に記載のある URL をクリックすると、「手続の詳細」画面が表示されます。
 - 回答内容確認のため、「お問合せ」タブをクリックします。
 - ※「手続の詳細」画面では、未完了のお問合せがある場合には、 **✓** アイコンを表示します。



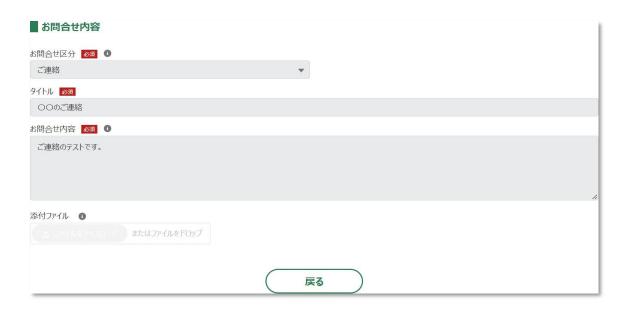
4 お問合せ一覧より、確認するお問合せの「詳細」ボタンをクリックします。



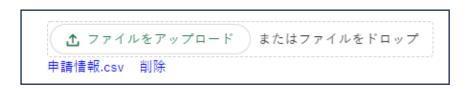
5 画面下部の「回答」欄に、回答が表示されます。 記載された回答内容でお問合せが解決できた場合、「解決した」ボタン をクリックします。



6 「ご連絡」の場合、回答が不要のため、内容の確認のみを行います。また、ご連絡の場合、通知文書などが添付されている場合もあります。



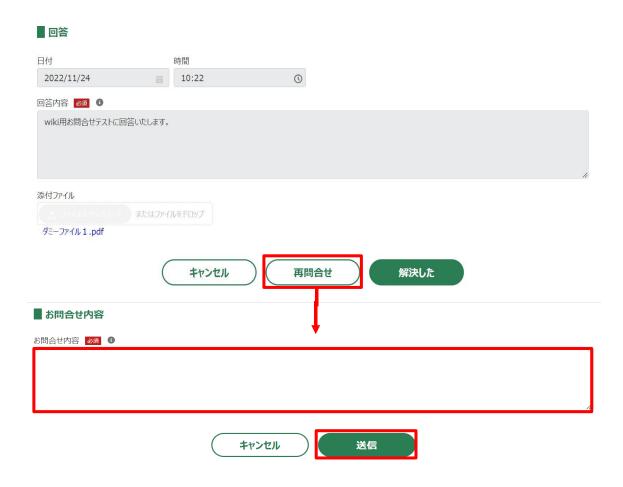
【添付ファイルがある場合の画像イメージ】



7 画面上部に「お問合せを解決しました。」と表示されます。 お問合せのステータスが「完了」と表示されます。



8 追加追加でお問合せをする場合は、「再問合せ」ボタンをクリックします。再問合せの画面が表示されるので、お問合せ内容を入力し、「送信」 ボタンをクリックします。



9 「お問合せ内容確認」画面が表示されます。お問合せ先及びお問合せ内容に誤りがないことを確認し、「送信」ボタンをクリックします。



※記載内容を修正する場合又は再問合せをしない場合は、「キャンセル」 ボタンをクリックします。 10 画面上部に「再問合せを送信しました」と表示されます。



画面を閉じる場合は「×」ボタンをクリックします。

11 お問合せ一覧に送信したお問合せがステータス「対応中」として表示されます。



「再問合せ」後の確認方法は、お問合せの確認方法と同じです。

4.5 届出を取り下げる

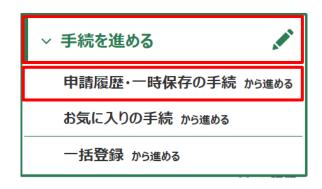
一度届出した内容は原則、修正することはできません。ただし、届出の取 下げを行うことで修正が可能となります。

取下げは届出先で受付がまだ行われていない状態(ステータスが「…受付待ち」)であれば可能です。受付済の届出(ステータスが「…中」)を修正したい場合は、44ページ「4.4届出に関する問合せをする」を参照し、審査者に届出の差戻を依頼してください。

取り下げる方法は「個別取下」と「一括取下」があります。

(1) 個別取下

1 ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



2 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。 取り下げたい申請情報の「編集」ボタンをクリックします。





3 「手続の詳細」画面が表示されます。 画面下部の「申請取下」ボタンをクリックします。



4 「取下確認」画面が表示されます。。「取下」ボタンをクリックします。



5 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面に戻り、上部に「取下されました」と表示されます。

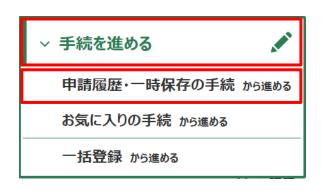


6 取り下げた届出のステータスが「申請待ち」となります。



(2) 一括取下

1 ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



2 「申請申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。 取り下げたい申請情報の左側の「□」にチェックし、「チェックしたも のを一括取下」ボタンをクリックします。

■申請履歴・一時保存の手続 から進める



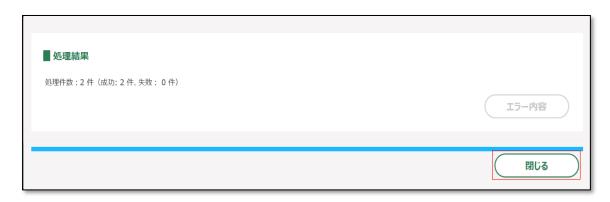
3 「一括取下確認」画面が表示されます。「一括取下」ボタンをクリックします。



4 「処理結果」画面が表示されます。

処理結果を確認し、「閉じる」ボタンをクリックします。

※処理結果の「失敗件数」に数値がある場合は、エラー内容をご確認ください。



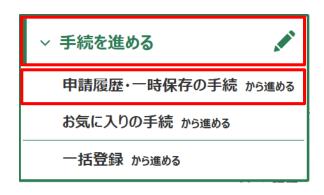
5 取り下げた申請のステータスが「申請待ち」となります。



4.6 届出情報の削除

届出する必要がなくなった届出情報を削除する手順です。ステータスが「申請待ち」の届出情報は、削除することができます。

1 ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



2 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。 削除したい申請情報の「編集」ボタンをクリックします。

■申請履歴・一時保存の手続 から進める



3 「手続の詳細」画面に申請内容が表示されます。削除対象の申請情報であることを確認した上で、画面下部の「削除」ボタンをクリックします。



4 「削除確認」画面が表示されます。再度「削除」ボタンをクリックします。



5 正常に削除されると、「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面に 戻り、画面上部に「削除されました」と表示されます。



5 通知を受け取る

5.1 通知の確認手順

届出に関しての各種通知は、電子メールで届出者のメールアドレス宛に送信されます。

※申請者情報に登録したメールアドレス宛にも同様の通知が届きます。

また、共通申請サービスのトップページには「通知」欄があり、問合せの 回答や審査者からの通知の閲覧ができます。

詳細を開いていない通知は、左端に「●」が表示されます。 新規投稿から 1 週間以内は、「新着」欄に「New」と表示されます 本節では、通知の確認手順を記載します。

1 ホーム画面の「通知一覧へ」をクリックします。



2 確認したい通知の「詳細」ボタンをクリックします。



3 「通知」」の内容が表示されます。表示されている URL をクリックする と、対象の申請を確認できます。



5.2 通知の種類

通知には主に3つの種類があります。

通知	説明
差戻 (却下) 通	届出が差し戻された場合に受信する通知です。届出者は差戻理由を確認の
知	上、届出内容を確認・修正し、再度届出します。
受理通知	届出が受理された場合に受信する通知です。
申請照会通知・	審査者からお問合せ又は通知があった場合に受信する通知です。また、審
申請照会回答	査者に対して送信したお問合せの回答は「申請照会回答通知」になります。
通知	

5.2.1 差戻(却下)通知

※ 却下通知についも差戻通知と同様。

届出の提出後、届出を受付した組織から、届出内容の見直しや修正などを 届出者に依頼する「差戻通知」が届いた場合の対応手順を記載します。

差戻通知のタイトルは、「{制度名} {電子手続名} 差戻通知」となります。(以下の画面は、制度名「家庭菜園制度」、電子手続名「家庭菜園届」の差戻通知になります。)



61 ページ「5.1 通知の確認手順」を参照し、差戻通知が届いた申請の画面を開いてください。

※ 却下の場合は修正ができませんので、改めて届出を行う場合は、再度 届出の入力を行って下さい。 1 差戻理由を確認します。「手続の詳細」画面の一番下にある「差戻・却下事 由」を確認し、申請内容を修正します。



2 申請内容の修正後、「届出」ボタンをクリックして再度申請します。



5.2.2 受理(承諾)通知

届出が受理されると「受理通知」が届きます。

受理通知のタイトルは、「{制度名} {電子手続名} 受理通知」です。以下の画面は、制度名「家庭菜園制度」、電子手続名「家庭菜園届」の承諾通知です。



※届出など、申請の内容に応じて、承諾ではなく「受理」といった表示が 使われます。

5.2.3 申請照会通知·申請照会回答通知

審査者からお問合せ・通知があった際の「申請照会通知」及びお問合せに 対する回答があった際の「申請照会回答通知」が届いた場合の対応手順を記 載します。

※お問合せ区分が「ご連絡」の場合は、申請照会通知内の文言が「ご連絡がありました。」となります。



6 届出番号等の確認

6.1 届出番号等の確認

「①採捕者による届出」、「③取扱事業者による届出」の受理時に届出番号が 発行されます。届出番号は漁獲番号や荷口番号の発行に必要です。

届出の手続き完了(行政庁による届出の受理)に係る通知が電子メールで行われますが、電子メールには届出番号等の個人情報は含まれません。 通知後、eMAFFにログインし、届出番号を確認してください。 届出番号が表示される箇所はぞれぞれ以下のとおりとなります。

1 トップページの通知において、「受理通知」が届きます。(受理通知のタイトルは「水産流通適正化法 {電子手続名} 届出受理通知」) 「 」 ボタン (詳細) をクリックします。



2 URL リンクが表示されるのでクリックします。



3 「手続の詳細」画面が表示されます。 下にスクロールし、「6. 届出番号」の項目に7桁の届出番号が表示されます。



取扱事業者による届出の場合も採捕者による届出と同様の手順です。 表示される箇所は以下のとおりです。「5.届出番号」の項目に7桁の事業 者割振り番号が表示されます。



7 届出・問合せ先

7.1 届出・問合せ先について

採捕者及び取扱事業者の届出先については、以下のとおりです。

1 国に届け出る場合:

・【採捕者】

うなぎの稚魚 (全長 13cm 以下)、あわび及びなまこを採捕する漁業の許可等について、農林水産大臣から受けている場合、又は複数の都道府県知事から受けている場合。

·【取扱事業者】

事務所等が複数の都道府県に所在する場合。

2 都道府県に届ける場合:

・【採捕者】

うなぎの稚魚 (全長 13cm 以下)、あわび及びなまこを採捕する漁業の許可等について、一つの都道府県の知事からのみ受けている場合。

·【取扱事業者】

太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)、うなぎの稚魚(全長 13cm 以下)、あわび・なまこの取り扱いに係る事務所、工場、店舗、事業所、 倉庫が一つの都道府県の区域内のみにある場合。

(「4.2.1 ①採捕者による届出」、「4.2.3 ③取扱事業者による届出」をご参照)

各種お問合せ先については、以下のとおりです。

O gBizID に関する問合せ先

問合せ先:

デジタル庁 G ビズ ID ヘルプデスク 0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く ※お電話の通話料はお客様負担となります。

O 共通申請サービスのシステム一般(水産流通適正化法についての 具体的な手続き以外)に関するお問合せ先

メール、電話でのお問合せ

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口>

メールアドレス system-helpdesk@emaff-ks.jp

電話番号 0570-550-410(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

お電話の受付時間:平日9時30分~12時00分、13時00分~16時30分

(土日祝日・年末年始を除く)

○ 水産流通適正化法の具体的な手続きに関する各届出先の問合せ先

※ 無記載は、あわび・なまこ、うなぎの稚魚、太平洋クロマグロです。

	部局名	電話番号	メールアドレス
水産庁	【あわび・なまこ、太平洋クロマグロ】		
	漁政部加工流通課	03-6744-0581	tekiseika_suisan@maff.go.jp
	【うなぎの稚魚】		
	増殖推進部栽培養殖課	03-3502-8489	tekiseika_unagi_class1@maff.go.jp
北海道	水産林務部森林海洋環境局成長産業課	011-204-5464	
青森県	農林水産部水産局水産振興課	017-734-9592	sshinko@pref.aomori.lg.jp
岩手県	【あわび・なまこ、うなぎの稚魚】		
	農林水産部水産振興課	019-629-5818	AF0013@pref.iwate.jp
	【太平洋クロマグロ】		
	農林水産部水産振興課	019-629-5815	AF0013@pref.iwate.jp
宮城県	水産林政部水産業振興課流通加工班	022-211-2931	suishinr@pref.miyagi.lg.jp
秋田県	農林水産部水産漁港課	018-860-1892	suisan-g@pref.akita.lg.jp
山形県	農林水産部水産振興課	023-630-3330	ysuisan@pref.yamagata.jp
福島県	農林水産部水産課	024-521-7379	
茨城県	農林水産部漁政課企画調整グループ	029-301-4070	gyo-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	農政部農村振興課水産資源担当	028-623-2351	noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	農政部蚕糸特産課	027-226-3095	sanshitoku@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	農林部生産振興課	048-830-4151	a4151@pref.saitama.lg.jp

千葉県	【あわび・なまこ、太平洋クロマグロ】		
1 未水	農林水産部水産局水産課流通加工班	043-223-3045	suishinkou@mz.pref.chiba.lg.jp
	【うなぎの雅魚】	010 220 0010	outermined emilipromormadingsp
	農林水産部水産局漁業資源課資源管理班	043-223-3037	gyogyo3@mz.pref.chiba.lg.jp
	【あわび・なまこ、うなぎの稚魚、太平洋クロマグロ】		8, 08, 00 0 maip. 0 main. 8, pp
	銚子水産事務所漁業調整指導課	0479-22-8397	sj-choushi00@mz.pref.chiba.lg.jp
	館山水産事務所漁業調整指導課	0470-22-5761	tate-gyo@mz.pref.chiba.lg.jp
	勝浦水産事務所漁業調整指導課	0470-73-0108	katsusui2@mz.pref.chiba.lg.jp
東京都	産業労働局農林水産部水産課	03-5000-7206	S0000486@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	農水産部水産課水産企画グループ	045-210-4542	
新潟県	農林水産部水産課団体・企画係	025-280-5311	ngt060060@pref.niigata.lg.jp
富山県	農林水産部水産漁港課水産係漁政担当	076-444-3293	asuisangyoko@pref.toyama.lg.jp
石川県	農林水産部水産課企画流通グループ	076-225-1652	suisanka@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	農林水産部水産課	0776-20-0413	suisan@pref.fukui.lg.jp
山梨県	農政部食糧花き水産課	055-223-1614	shoku-ks@pref.yamanashi.lg.jp
長野県	農政部園芸畜産課水産係	026-235-7229	enchiku@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	里川·水産振興課	058-272-8455	c11428@pref.gifu.lg.jp
静岡県	経済産業部水産·海洋局水産振興課	054-221-2658	suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	農業水産局水産課	052-954-6458	suisan@pref.aichi.lg.jp
三重県	農林水産部水産資源管理課資源管理班	059-224-2582	suikan@pref.mie.lg.jp
滋賀県	農政水産部水産課水産振興係	077-528-3873	gf00002@pref.shiga.lg.jp
京都府	農林水産部水産課	075-414-4992	suisan@pref.kyoto.lg.jp
	水産事務所海のにぎわい企画課	0772-25-3030	suisanjimusho@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	環境農林水産部水産課	06-6210-9613	suisan02@gbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	(採補者) 農林水産部水産漁港課漁政班	078-362-3476	suisangyokou@pref.hyogo.lg.jp
	(取扱事業者) 農林水産部水産漁港課漁業経営班	078-362-3480	suisangyokou@pref.hyogo.lg.jp
奈良県	食農部農業水産振興課	0742-27-7409	
和歌山県	(<mark>採捕者</mark>) 農林水産部水産局資源管理課	073-441-3010	e0715001@pref.wakayama.lg.jp
	(取扱事業者) 農林水産部水産局水産振興課	073-441-3000	e0710001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	水産振興局漁業調整課	0857-26-7318	gyogyou-housei@pref.tottori.lg.jp
島根県	農林水産部沿岸漁業振興課	0852-22-6772	engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp
	東部農林水産振興センター水産部水産課	0852-32-5703	tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp
	西部農林水産振興センター水産部水産課	0855-29-5633	hamasui@pref.shimane.lg.jp
	隠岐支庁農林水産局水産部水産課	08512-2-9669	okinorin@pref.shimane.lg.jp
岡山県	農林水産部水産課	086-226-7445	suisan@pref.okayama.lg.jp
広島県	農林水産局水産課取締G	082-513-3618	
山口県	農林水産部水産振興課漁業調整取締班	083-933-3530	a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

徳島県	農林水産部漁業管理調整課	088-621-2477	gyogyoukanrichouseika@pref.tokus hima.lg.jp
香川県	農政水産部水産課	087-832-3471	suisan@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	(採捕者) 農林水産部水産局水産課	089-912-2622	suisan@pref.ehime.lg.jp
	(取扱事業者) 農林水産部水産局漁政課	089-912-2606	gyosei@pref.ehime.lg.jp
高知県	(採捕者) 水産振興部漁業管理課	088-821-4608	040301@ken.pref.kochi.lg.jp
	(取扱事業者)水産振興部水産業振興課水産物外商室	088-821-4557	040401@ken.pref.kochi.lg.jp
福岡県	【あわび・なまこ、太平洋クロマグロ】		
	水産局水産振興課漁船漁業係	092-643-3561	suisan@pref.fukuoka.lg.jp
	【うなぎの稚 魚】		
	水産局水産振興課養殖内水面係	092-643-3563	suisan@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	農林水産部水産課	0952-25-7145	suisan@pref.saga.lg.jp
長崎県	水産部水産加工流通課	095-895-2871	
熊本県	(採捕者) 農林水産部水産局水産振興課漁場管理班	096-333-2456	
	(取扱事業者)農林水産部水産局水産振興課企画·流 通促進班	096-333-2457	
大分県	農林水産部漁業管理課団体流通班	097-506-3915	a16350@pref.oita.lg.jp
宮崎県	【あわび・なまこ、太平洋クロマグロ】		
	農政水産部水産局漁業管理課資源管理担当	0985-26-7635	gyogyo-kanri@pref.miyazaki.lg.jp
	【うなぎの稚 魚】		
	農政水産部水産局漁業管理課漁業管理担当	0985-26-7146	gyogyo-kanri@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	【あわび・なまこ、太平洋クロマグロ】		
	商工労働水産部水産振興課	099-286-3443	suiryu@pref.kagoshima.lg.jp
	【うなぎの稚 魚】		
	商工労働水産部水産振興課	099-286-3428	gyochou@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	農林水産部水産課	098-866-2300	aa048305@pref.okinawa.lg.jp